

令和4年度 いじめ防止基本方針

豊後高田市立田染小学校

* 前年度からの変更箇所

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または人体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられた子どもがいたときには、学校は最後まで守り抜き、いじめを行った子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していかなければなりません。

そこで、国のいじめ防止基本方針や県がいじめ防止基本方針、市基本方針を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方針や取組の内容等を以下に定めます。

1. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。けんかやふざけ合いであっても、いじめか否かを判断する）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は人体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係な児童はいない。」そして何より「いじめは決して許されない」という基本認識に立ち、全ての児童をいじめに向かわせることなく、安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければなりません。本校では、家庭・地域・関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処していきます。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在です。周りで見ている子どもたちの中から「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力となります。

2. いじめ防止の基本的な方向と取組

「いじめは、どの学校にもどのクラスにも起こりうる」という考えの下、学校・家庭・地域が一体となり、未然防止・早期発見・早期対応等に継続して取り組みます。

(1) 指導体制，組織体制

- ① 校内『いじめ・不登校対策委員会』の設置と定期的開催

- ・校内のいじめ等防止対策委員会の設置を行い、定期的を開催する。
また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。
- ② いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
 - ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
 - ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ③ 相談体制やカウンセリング体制の充実
 - ・いじめ等についての相談体制，カウンセリング体制を整備するとともに，教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
 - ・スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
 - ・カウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。
- ④ 週1回（毎週金曜）の情報交換で気になる児童への対応協議をする。

(2)年間指導計画

	取り組み 等	教職員研修
4月	学級づくり（仲間づくり）	研修会（1回目） * 引継ぎと取り組みの確認
5月	アンケート調査（1回目） 面談（全児童）	
6月	人権学習 （参加型体験学習）	
7月	人権集会（全児童）1回目 （参加型体験学習） アンケート調査（2回目）	研修会（2回目） * 1学期の振り返りと 2学期の準備
8月		スキルアップ研修
9月		
10月	アンケート調査（3回目） 面談（全児童）	
11月	人権集会（全校児童）2回目 （参加型体験学習）	研修会（3回目） * 2学期の振り返りと 3学期の準備
12月	アンケート調査（4回目）	
1月	学習発表会	
2月	アンケート調査（5回目） 面談（全児童）	研修会（4回目） * 3学期の振り返りと 次年度の引継ぎ準備
3月		

人間関係づくりプログラム

3. いじめ防止の措置

(1) いじめの未然防止 ～「居場所」と「絆」がある学校・学級づくり～

① 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許さ

れるものではない」ことを、児童に理解させる。

- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② 道徳教育の充実
 - ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ③ 体験活動の充実
 - ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき・発見し・身につける学習活動を積極的に取り入れる。
 - ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に計画的に取り入れる。
- ④ 人間関係づくりプログラムを重視した特別活動の充実
 - ・特別活動の教育課程に人間関係づくりプログラムを位置づけ、計画的・効果的に週1回程度実施。学級活動の時間に実施する「ロング」に加えて、チャレンジタイムに「ショート」を行う。
 - ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ⑤ 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る

(2) 早期発見，早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

- ① 日々の観察
 - ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
 - ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
 - ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
 - ・「あったか♥ハート」「ほっと♥ハート」「にっこり♥ハート」により、未然防止・早期発見・解決支援を行う。

- ② 観察の視点
 - ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
 - ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
 - ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ③ 日記や連絡帳の活用
 - ・日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
 - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ④ 教育相談（学校カウンセリング）の実施
 - ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
 - ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・週に1度スクールカウンセラーの来校の際、児童が相談しやすい体制を構築する。また、スクールカウンセラーと連携し気に係る点等の情報共有を行う。
- ⑤ 生活アンケート（いじめや嫌なことの実態調査）の実施
 - ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、学期に2回以上実施する。その他、必要に応じて随時実施する。

(3) 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめの解決にあたります。

- ① 正確な実態把握
 - ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録を残す。
 - ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
 - ② 指導体制、方針決定
 - ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
 - ③ 子どもへの指導・支援
 - ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。学校として「何としても守る」という姿勢を示し、共感的に受けとめる姿勢で対応する。
 - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
 - ・友人、知人（傍観者、観衆）に対しては、傍観者もいじめているのと同様であることを指導します。「大人に知らせる勇気を持つ」ことを伝えます。
- (4) 保護者および関係機関との連携
- ① いじめが起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を知らせてもらい指導に活かす。
 - ② いじめを受けた子どもや保護者の意向を十分確認した上で、警察、医療機関や

相談機関、弁護士(スクール・ロイヤー)などに協力依頼をし、専門的な立場からの助言や具体的支援を求める。

(5) いじめ解消の判断

少なくとも以下の2つの要件が満たされていると判断された場合とする。

- ① いじめに係る行為が止んでいる(少なくとも3か月間)こと
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと(児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認)

4. ネット上のいじめへの対応

ネットいじめの定義

- ① パソコンや携帯電話等を通して特定の子どもに対して行われるいじめで、誰により行われたのか特定することが困難な場合が多く、被害が短期間で深刻なものとなります。
- ② 子どもが簡単に加害者にも被害者にもなります。
- ③ 個人情報や画像が流出し、悪用されやすい。
- ④ 大人が子どもたちのネット利用の実態を十分に把握しておらず、効果的な対策を講じることが困難です。

① 研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、研修会や授業にいかす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

② 早期発見・早期対応

- ・家庭での指導も不可欠であるので、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・日常から情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

③ 関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

5. 重大事態への対応

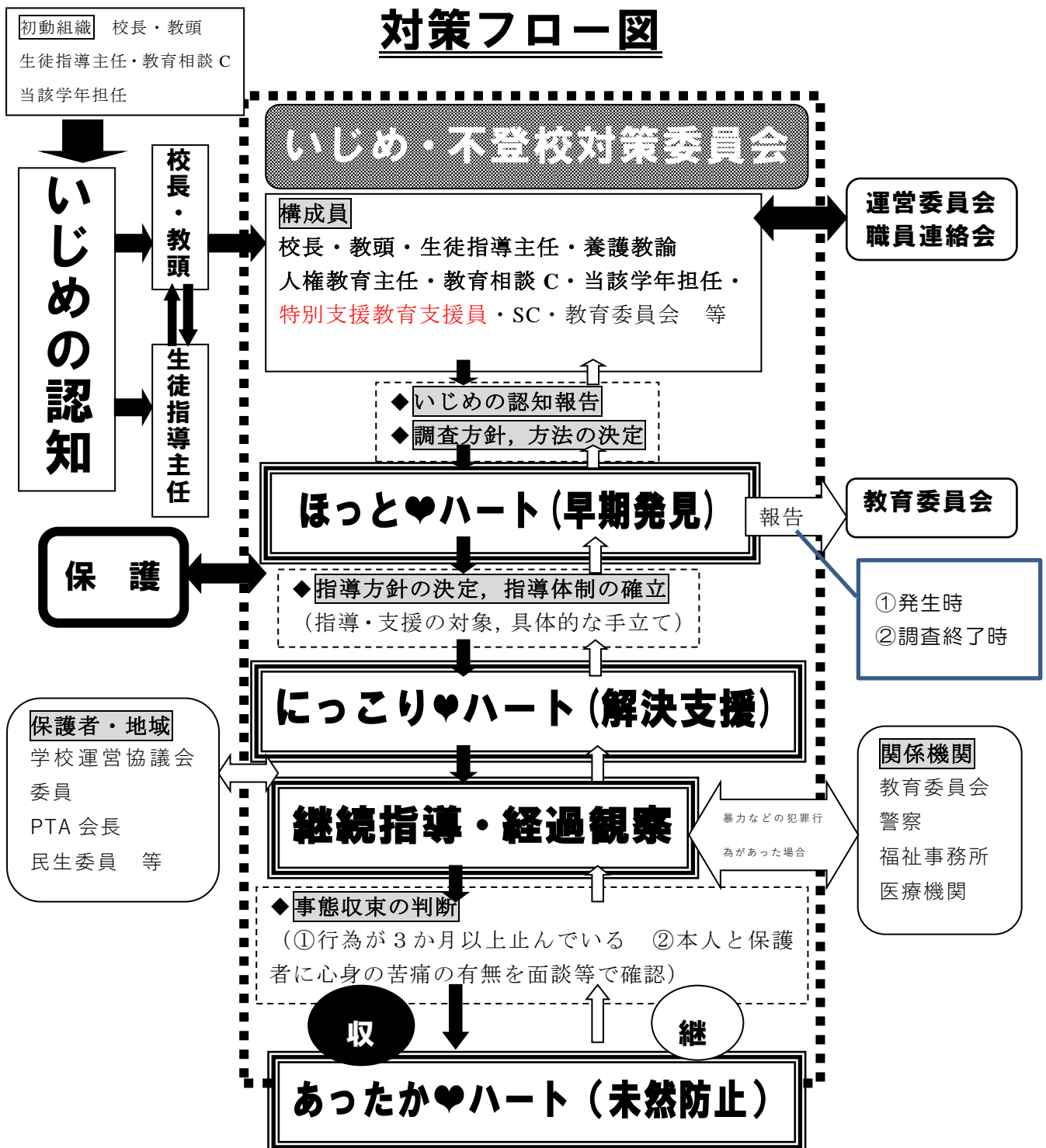
(1) 重大事態の定義 (「いじめ防止対策推進法」より)

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

対策フロー図



(令和4年 4月 8日 改定)